

遺言の利用促進、相続の紛争 を防止する観点から

Ⅰ. 自筆証書遺言の方式緩和 (民968条：2019.1.13施行)

I. 自筆証書遺言の方式緩和（民968条：2019.1.13施行）

自筆証書遺言について、財産目録については手書きで作成する必要がなくなりました。（パソコンで作成可）

＊ただし、財産目録の各頁に署名押印をする必要があります。

署名押印をしなければならないので、偽造も防止できます。

＊また、遺言書自体は全て自筆であることには変わりありません。

《自筆》

遺言書
別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。
平成××年○月○日
法務太郎 (印)



《パソコン作成》

別紙目録
一 土地
所在 東京都…
地番 …
地目 …
地積 …
二 建物
所在 東京都…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑ PCで作成)
法務太郎 (印)

三 土地
所在 大阪府…
地番 …
地目 …
地積 …
四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …
(↑ PCで作成)
法務太郎 (印)